

総合福祉センター利用者のみなさま

「県立総合福祉センターの減免団体承認基準が変わります」

1 変更の概要

項目	現状	変更後												
健康福祉の増進活動の実施回数について	活動の内容が会員だけでなく、会員以外にも広がりを持つ取り組み（健康福祉の増進活動）であることが確認できる場合は減免団体として承認	総合福祉センターの利用頻度に応じて、 ^{※1} 下表に示す回数以上の ^{※2} 健康福祉の増進活動を実施していることが確認できる場合は、減免団体として承認												
		<table border="1"><thead><tr><th>総合福祉センターの年間利用（予定）回数</th><th>健康福祉の増進活動の年間実施（予定）回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>年間 1～12 回</td><td>1 回以上</td></tr><tr><td>年間 13～24 回</td><td>2 回以上</td></tr><tr><td>年間 25～36 回</td><td>3 回以上</td></tr><tr><td>年間 37～48 回</td><td>4 回以上</td></tr><tr><td>年間 49 回以上</td><td>5 回以上</td></tr></tbody></table>	総合福祉センターの年間利用（予定）回数	健康福祉の増進活動の年間実施（予定）回数	年間 1～12 回	1 回以上	年間 13～24 回	2 回以上	年間 25～36 回	3 回以上	年間 37～48 回	4 回以上	年間 49 回以上	5 回以上
		総合福祉センターの年間利用（予定）回数	健康福祉の増進活動の年間実施（予定）回数											
		年間 1～12 回	1 回以上											
		年間 13～24 回	2 回以上											
		年間 25～36 回	3 回以上											
		年間 37～48 回	4 回以上											
年間 49 回以上	5 回以上													
^{※1} 新型コロナウイルス感染症の流行等により、年間 2 回以上の健康福祉の増進活動を行うことが困難であると認められる場合には、その事象が止むまでの間、年 1 回の健康福祉の増進活動の実施により、減免団体として承認														
^{※2} 健康福祉の増進活動の定義は従来と変更なし														

2 変更の時期

令和 3 年 9 月 1 日

3 変更内容

総合福祉センターの利用頻度に相当する健康福祉の増進活動の実施を行う予定かを確認するため、島根県立総合福祉センター使用料減免団体承認申請書等に健康福祉の増進活動の年間実施（予定）回数、活動内容等を記載していただきます。

令和 3 年 9 月 1 日以降に総合福祉センターを使用する場合で、引き続き減免団体承認を受ける団体及び新たに減免団体承認を受ける団体は、使用日の 4 5 日前までに（例えば、令和 3 年 9 月 1 日に総合福祉センターを使用する場合は、令和 3 年 7 月 1 5 日までに）必要書類を最寄りの総合福祉センター事務室へ申請してください。

4 その他（使用手続きに関する Q & A）

Q 1 無料で利用する（減免される）ためには、どのような手続きが必要になるのか？

A 1 減免を希望される場合は、「使用料減免団体承認申請書」を提出してください。

提出された申請書及び添付書類の内容を県が審査し、承認した団体は使用料の減免が可能です。

Q 2 今までと具体的に何が変わってくるのか。

A 2 これまでは、健康福祉の増進活動の実施が認められれば、減免団体として承認していましたが、R3. 9. 1 からは、総合福祉センターの利用頻度に応じた回数の健康福祉の増進活動の実施が減免団体の承認の要件となります。具体的には年間 12 回、総合福祉センターを利用される場合は、年間 1 回以上の健康福祉の増進活動を行っていただく必要があります。

Q 3 減免されるような取り組み実績とは、具体的にどのような取り組みを想定しているのか？

A 3 構成員の利益だけでなく、地域等へ還元する取り組みを想定しています。

例えば、福祉施設への訪問（慰問）活動、小中学生を対象とした課外活動の企画・運営や地域の清掃活動などが考えられます。

Q 4 申請日時点で、総合福祉センターの利用回数に応じた健康福祉の増進活動を行っている必要があるか？

A 4 申請日時点では、健康福祉の増進活動の実施計画の提出としますが、継続申請分からは健康福祉の増進活動の実績を確認します。

Q 5 今まで減免団体として認められていた場合は、減免団体承認申請チェックリストの新規申請分を提出するのか、継続利用分を提出するのか？

A 5 減免団体承認申請チェックリスト（継続利用）分を提出してください。

ただし、R3. 9. 1～R4. 8. 31 利用分については、健康福祉の増進活動の実施計画に基づき、減免団体承認を行いますので、前年度活動実績書の提出は不要です。

Q 6 新型コロナウイルス感染症の流行等により、計画していた健康福祉の増進活動の実施が困難となる場合も想定されるが、健康福祉の増進活動が実施できなかった場合は減免団体として承認されないのか？

A 6 新型コロナウイルス感染症の流行等により、計画していた健康福祉の増進活動の実施が困難となる場合も想定されますが、感染症防止対策を講じた上で、年 1 回は健康福祉の増進活動を行っていただきたいと考えます。

例えば、

- ・老人ホーム等に雑巾や古布を送る活動
- ・病院や福祉施設に対する作品の貸し出し・贈呈
- ・公園・広場等公共施設の清掃・草取り

などは、他者との接触も少なく、コロナ禍においても実施可能な活動と考えられます。

詳しくは、会館事務室、または、島根県健康福祉総務課へお問い合わせください。

東部（いきいきプラザ島根）…（0852）32-5911

西部（いわみーる）…（0855）24-9330

島根県 健康福祉総務課 …（0852）22-6253、6305